

平成26年3月中川村議会定例会議事日程（第4号）

平成26年3月20日（木） 午後2時00分 開議

日程第1	議案第1号	中川村美しい村条例の制定について
日程第2	議案第20号	平成26年度中川村一般会計予算
日程第3	議案第21号	平成26年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
日程第4	議案第22号	平成26年度中川村介護保険事業特別会計予算
日程第5	議案第23号	平成26年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
日程第6	議案第24号	平成26年度中川村公共下水道事業特別会計予算
日程第7	議案第25号	平成26年度中川村農業集落排水事業特別会計予算
日程第8	議案第26号	平成26年度中川村水道事業会計予算
日程第9	陳情第1号	国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書
日程第10	陳情第2号	最低制限価格の設定に関する陳情書
日程第11	陳情第5号	労働者保護のための法整備を求める意見書採択に関する陳情
日程第12	発議第1号	労働者保護のための法整備を求める意見書の提出について
日程第13	発議第2号	各地区除雪作業費への助成を求める意見書の提出について
日程第14	発議第3号	集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書の提出について
日程第15		委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

1番	中塚	礼次郎
2番	高橋	昭夫
3番	小池	厚
4番	山崎	啓造
5番	村田	豊
6番	大原	孝芳
7番	湯澤	賢一
8番	柳生	仁
9番	竹沢	久美子
10番	松村	隆一

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	宮下健彦
会計管理者	宮澤学	住民税務課長	米山恒由
保健福祉課長	玉垣章司	振興課長	福島喜弘
建設水道課長	米山正克	教育次長	座光寺悟司
代表監査委員	鈴木信		

職務のために参加した者

議会事務局長	中平千賀夫
書記	松村順子

平成26年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成26年3月20日 午後2時00分 開議

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 改めまして、こんにちは。
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
日程第1 議案第1号 中川村美しい村づくり条例の制定について
を議題といたします。
なお、本案は去る3月3日の本会議において提案理由の説明が終了しています。
これより質疑を行います。
質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]
- 議長 全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
日程第2 議案第20号 平成26年度中川村一般会計予算
を議題といたします。
本案は去る3日の本会議において総務経済厚生文教の各常任委員会に付託してあります。
各常任委員長より審査結果の報告を求めます。
なお、報告は総括的な内容報告としていただき、細部については質問等によりお答えいただくようお願いいたします。
まず、総務経済委員長の報告を求めます。
- 総務経済委員長 それでは報告をいたします。
去る3月3日、議会本会議において当総務経済委員会に付託をされました議案第20号 平成26年度中川村一般会計予算のうち総務経済委員会が所管をする予算の審査を去る3月13、14、17の3日間にわたり役場第1委員会室において全員出席のもとに関係課長、係長の出席を求めて慎重な審査を行いました。

審査の結果は、委員全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、審査の過程で出されました主な質疑の内容を報告いたします。

総務課企画広報係の関係であります。電子化推進事業で備品購入費、シンクライアントシステム機器更新についての説明がありました。「現状の情報システム構成は役場職員系システムと児童・生徒系のシステム、これ、パソコン教室からなっていますが、その機器は平成20年度整備から5年が経過、更新期を迎え、サーバーのサポート期限が平成27年7月であることから、26年度に一括更新の計画となっています。なお、シンクライアントサンレイ端末は耐用年数が10年ほどあることから、全くの更新ではなくて、仮想化技術によりシンクライアントサーバー3台と管理サーバー2台、無停電電源装置購入ライセンスなどを組みかえ、導入経費や導入後の管理コストを圧縮できる方式に統合をするというものであります。また、仮想環境における他のネットワークへの侵入防止など、安全確保と運用管理面の改善なども図られる。」としております。

次に、「景観審議会は年に2回を予定している。」ということであります。「7月以降に会則基準のようなものが必要ではないか。」という問いがありまして「景観勧告的事業が発生をした場合、極力、担当部署、各課であります。その対応で消化をしていきたい。」と、そういう説明がありました。

それから、ふるさと納税であります。25年度、6件で240万円、「ふるさと納税の制度を生かして村PRや村を印象づける工夫や納税者への中川村らしい品物をお礼するなど、納税者が増えることに努力されたい。」との意見がありました。

第5次総合計画後期基本計画策定スケジュールの説明がありました。「予定であります。5月に住民意識調査を実施し、8月までに資料を作成、地区の懇談会を9月から11月まで実施、12月から2月までの間、総合計画審議会を3回予定し、2月に答申、3月、村議会への報告という手順を予定している。」という、そういう説明がありました。

中川村美しい村づくり事業の補助金制度の概要について説明がありました。「趣旨は、村の美しい景観を保全し、育成するため、地域住民が実施する事業に対し新たな補助制度を創設するというものである。」と、こう説明がありました。

交通、防災関係であります。巡回バス運転者の時間労働について質問があり「雇用体系や単価が異なり、昼過ぎダイヤが定まっていないので日給月給制。」ということで、「委託先はやらまいかで、内容は対応されている。」と、こういう説明であります。

「防犯灯電気料は、街路灯から防犯灯へLED化により増額、村負担がそのことによって増となっている。」ということでもあります。

それから、「貯水槽の工事でありますけれども、これは1基でなく2基が集まらないと国庫補助金が受けられない。」と、「震災の関係から、現状、防災事業への補助予算がつきやすい、そういう環境がある。」と、こういう説明がありました。

「災害物資でありますけれども、各地区3日ほど」、各家庭といえますか、3日ほ

ど、地区ですけれども、「3日程度確保して、各地区にお願いをしている。」と、こういう説明であります。

住民税務課であります。

住民係、「住民カードについて、これは身分証明証代わりということで、高齢者には大変便利でありますので、勧めている。」ということであります。身分証明書がわりということではありますが、「更新手続は10年。」ということで、「10年が経過をした」、もう既に10年経過している方がおりますけれども、「そういう人には事前通知をいたしまして、シールを張って再発行って、そのものを対応している。」と、こういう説明であります。

「現外国人は41名で、中国、フィリピン、タイ、ベトナム国籍の順。」で、窓口の受け付けといたしますか、質問の中では「言葉の関係は大丈夫か。」というような質問がありまして、「通訳できる方が対応して支障がない。」という説明がありました。

税務係であります。「滞納繰越は若干増えている。これから増やさないよう、徴収対策会議、また個別に出向いての納付を進めているが、今後、調査や差し押さえなどに取り組める専門職について、27年度、ことしは様子を見まして27年度を目標に県の指導を受け、係が考えていく。」という説明がありました。

生活環境であります。「不法投棄対応はシルバー2人でやった。」と、こういうこととありますが、「現状、横前から田島の、この農免道路に大変多かった、そうしたものが少なくなり、小渋大鹿線が依然として多い。」と、こういう説明であります。

会室であります。「事務用品、文具、パソコン、インク消耗品など、経費節減に努めている。」と、「また、業者については村内利用を極力心がけている。」という説明であります。

建設水道課。

建設係。道路維持管理、除雪について確認をいたしました。「通常の5cm～10cmで幹線除雪をする。」と、「30cmを超えると豪雪ということになり、全国基準で1mを超えた積雪は災害補助事業と見なす。」ということとあります。「そうした除雪への対応は、地区の総代、土木部の皆さんに周知をしている。」ということとありました。

それから、「村内積雪の測定値っていうのは、どこか決まっているのか。」という質問がありましたけれども、「特別には決まっていない。」という説明であります。

この道路は、ことしの場合に、大変豪雪、今までにない雪が多いと、こういうことで、もろもろ、一般質問とか、そうした形に声としましては、何ていうのか、「金の多いという、そういうようなことではなくて、多少に、地域、努力をされた皆さんに補助をするのがいいんじゃないか。」と、こういう声が出まして、「それじゃあ、どう、その地区に分けるか。」と、こういうような形のものも質疑の中で出まして、「道路河川管理交付というのがありますが、これをちょっと見てみますと、道路延長とか、あるいは戸数割、それから戸当たり延長、それから河川延長という、そうしたような科目がありますが、そういうものに準じて補助を出していただくのがい

いんじゃないか。」と、こういうことで、これにつきましては、総務経済といたしまして結論に達しましたので、後で意見書ということでの発議が出ると思います。

次に、道路の橋の関係であります。総務費の積算単価について「積算をどうしているか。」という問いがありました。「県の積算システムを使用し、そのリース代1年分と技術料、ソフト、維持費などを支出している。」ということですが、「その積算システムというものを使いこなす使用者というのが、現在、この役場の中に2人いる。」ということでありまして、「今後、こうした形のものできる技術者の養成には経験年数が大変要るんだ。」というお話がありました。

「リニア対応で対策室、推進室などの設置、そういう動きを村外に聞くが、中川村の場合はどうか。」という問いがあり、それにつきまして「窓口は総務課が当たる。その中で専門分野に区分けをしての対応見込みだ。」という説明がありました。

リニア関連で、「廃土について検討していないようだが。」との問いに「地域住民の生活を担保するとの約束ができれば進めていく。」と、こういう説明であります。

次に国土調査であります。「農地で荒廃地の転用は農業委員会サイドの判断とする。所有者の知らない中での転用はない。」というお話がありました。

振興課であります。

農政係。新規就農者研修宿泊施設についての説明がありました。「設置目的は農業従事者の高齢化及び担い手不足、耕作放棄地の増加並びに集落機能の維持に対処するため、長野県の新規就農里親制度を活用し、意欲的な新規就農希望者に実践的な研修の機会を与え、円滑な就農を図るとともに定住を促進するため、新規就農希望者に対する研修中の生活基盤となる宿泊施設を設置する。」と、こういうことが趣旨であります。

研修体制であります。「栽培技術の実習は里親にやっていただく。」と、こういうことであります。登録した方ではありますが、「期間は」研修者ですけど「2年間とし、対象年齢は43歳未満の独身男性。」それで、「女性の新規就農は。」ということですが、「その皆さんには、空き家、あるいは村営住宅を考えている。」という説明であります。

次に、新規就農者研修中の生活基盤、宿泊施設事業についての説明がありました。「設計管理費は100万円で、結果がよければ6月に補正をする。」と、こういうことであります。

「研修費予算は2,000万円。」ということで、「7月着工、12月に竣工予定。研修生は2人。できれば12月～1、2月ですけれども、就農希望者を決定したい。」ということでありまして。「研修の制度は27年見込み。」ということでありまして。「ただ、予定する、その寄附をいただいたという住宅、建物は、耐震の補強が必要。」だと、こういうことで、「新築か、あるいは改修かは、今後の検討課題。」ということの説明がありました。

次に、村単農作物、有害鳥獣駆除対策事業ということで、「けものは村道からの侵入が多く、出入りは同じ所に行く。」と、こういうことでありますが、「検証用とし

てグレーチングなど、これは網があると、その上をけものが割合通らない。」と、このようなことでありますけれども、「何か特別なものをつくるんじゃないかと、既成の、そうしたものを26年度には使用をして効果を試したい。」と、こういう説明であります。

農地問題で、「農家の意向調査というのが4月予定になっている。」ようではありますが、「これは農業担い手育成と農地の流動化を図ることが狙いだ。」という説明であります。

農家民宿開設など支援補助金、この50万円について、「この問題点という中にふるの共同利用というところと「どうも一緒の風呂は嫌だ。」というような、そういう声もあるというものを受けて、開設支援策として別風呂だとか、あるいはトイレ、台所を対象にしている。」という説明がありました。

次に、野生鳥獣総合管理対策補助について、「村として中川村駆除対策協議会を考えている。」ということになります。「駆除の実績が増えれば猟友会の努力にできるだけこたえたい。」と、なお、この猟友会も努力されておられますが、「猟友会への補助額は、大体、年間予算総額400～500万円の間の450万円ぐらいだ。」という説明がありました。ちなみに、24年、一番多いわけですがけれども、シカ593、イノシシ102、サル57、ハクビシン52という数字であります。

「サルの駆除というのがなかなか進まない。」と、それで、「総体の増減はわからないが、集落への出没は確実に増えている。」と、「単にサルを、何ていうか、殺すということではなく、山に返す、」他地区っていいですか、県外におきましても追い払いというような形の方策をとっているところがあるようではありますが、「おりの200、わな100などを充てて、予防策に充ててサルの駆除を進めていきたい。」と、こういう説明がありました。

耕地林務係であります。

村有林の境界線確認について、これは「ベテラン職員が退職をなされる。」と、このようなことで、「若い職員への引き継ぎを確かなものにしないと、これは大変重要なことではないか」といことで、意識的に、これから、そういう、どうしたらいいかという方策をとっていきますか、着実に、そのことに落ちがないように検討をしていきたい。」ということになります。

それから、ため池の点検、前年にもありましたけれども、「26年度は小規模なため池ということで8カ所を予定。」で、「じゃあ、どういうことをするのか。」ということですが、「安全面、貯水量、亀裂、水漏れ等が科目に入っている。」と、こういうことであります。

陣馬形への植樹につきましては、「ミズナラ育成、八十二が寄附をしていただきました。」ということになりますが、「それは、その後、順調だ。」と、こういう説明であります。

商工観光係。「陣馬形山の水源防護柵設置の考え方は。」という質問がありました。「ネットフェンスで屋根付を予定している。」という、余り大きくありませんけれど

も、「景観にくれぐれも配慮をするように。」という意見が出されました。

「空き家の活用促進事業で、貸し手、借り手の契約が破棄となった、なるという例がありました。その場合について、村が介入できる立場にはない。」と、特約などの必要性が意見として出されました。

最後であります、「陣馬形山は都市公園となっており、好評だが、道案内や看板などが少ない。有効な場所に有効な標識で、村内各所の観光巡りに生かされたい。」という意見が出ました。

以上が質疑の中での内容であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

次に厚生文教委員長の報告を求めます。

○厚生文教委員長

それでは厚生文教委員会の予算審査の委員長報告を行います。

3月3日の本会議におきまして付託された議案第20号 平成26年度中川村一般会計予算のうち厚生文教委員会が所管する予算の審査を去る3月13、14日の2日間、役場第2委員会室及び防災対策室において全委員出席のもと担当課長、係長の出席を求め慎重に審査をいたしました。

結果は全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出された意見などは次のとおりです。

まず、保健福祉課の福祉係ですが、「高齢者憩いの家の改修費が50万円で足りるのか。大規模改修には健康福祉施設としての考え方が必要であり、また、工事中の望岳荘の休業も長期になるのでは。」との質問に対し「この50万円については水漏れの修理代で、大規模改修は27年度からで、大規模改修には約1億円以上かかる。エレベーターも30年以上経過しており、これには約1,300万円、重油タンク300万円も更新が必要だ。」とのことです。

続いて、高齢者憩いの家指定管理料について「かつてより減額にはなっているが、そのあり方と、また、保健福祉課の事業と分けて考えることが必要ではないか。」との質問がありました。「入浴施設は福祉事業の補助金で建設されており、分けて考えることは難しい。」とのお答えでした。

続いて、「発達支援事業の療育事業の実態は。」との質問に対し「発達支援が必要な子どもたちが増加傾向にあり、おひさまクラブで18人が、今、対応しています。年少が4人、年中8人、年長6人。」とのことです。

続いて、「療育事業が専門的な研修や資格取得、必要ではないか。」との質問に対し「講師を依頼しての職員研修は年1回あり、また、保育園関係では独自でいろいろな研修を受けている。」とのことです。

続いて、「いわゆり荘や在宅介護支援センターなどの借地料に対して買い上げの検討はしているのか。」との質問に対し「打診はしていますけれど、現在は地主の希望で対応している。」とのことです。

続いて、「布おむつのリース料が計上されているが、紙おむつへの移行の考えはないか。」との質問に対し「紙おむつになると大変高額になり、大変なことですが、今

後、検討は必要だ。」との答弁でした。

続いて、福祉タクシー制度ですが、今度、新制度でされるわけですが、「ぜひ、わかりやすいPRを。」との話がありまして、「広報や、それからCEKなどで対応していきたい。」とのことです。

なお、今年度、福祉タクシー券交付事業 262 万 8,000 円、高齢者住環境改善補助事業 150 万円が新規事業としてスタートします。

また、臨時福祉給付金、それから子育て臨時給付金が支給されます。

続いて保健係ですが、「片桐診療所のAEDのバッテリー交換、どのくらいか。」との質問ですが、「2年ごとで、約1回に8万円かかり、また、このほかにもパットの交換も必要だ。」とのことです。

「医療機材の購入の基準は。」との質問に対して、「現在、設置されている機械の更新は村が対応する。」とのことです。

「片桐診療所については、医師確保に苦労したときもあり、南向診療所とともに身近な医療機関として村民の医療サービスに努めていただきたい。」との意見もありました。

続いて保健センター関係ですが、「予防接種委託事業の実態は。」との質問に対して「予防接種は本年度から集団接種から個別接種になったということで、基本的に予防接種をしないという人もいるけれども、接種しないことによる罰則はないし、予防接種法に基づくものはほとんどの人が接種している。」とのことです。

また、「これは国からの情報ですが、肺炎球菌の予防接種もインフルエンザと同じような対応になるかもしれない。」とのことです。

続いて、「無料での女性特有のがん検診、これによつての早期発見などの効果はあるか。」との質問に対し「本年度からは節目の検診が行われ、子宮、20歳、乳房、40歳が対象になります。早期発見のため、女性特有のがんだけではなく、健診を実施し、受診の呼びかけをすることが大事だ。」ということです。

続いて、「精神障害者のグループホームの建設予算がゼロだが、予算確保の必要があるのではないか。建設に向けての考え方は。」との質問に対し「候補地も、現在、3カ所ぐらい上がっている。」とのこと、「講演会などで村民意識の共有をし、向上をしていくことが必要ではないか。」とのご意見でした。

また、「予防医療、健診指導の立場から、常勤の管理栄養士の確保を、そして、最終的には、このことが医療費の削減にもつながる。」との意見がありました。

また、保健福祉課関係で予算案賛成の立場での討論がありました。「高齢者憩いの家、委託管理ですが、これは中川観光開発に委託してあるわけですが、ぜひ、この委託管理費を有効に経営に生かしてほしい。そしてまた、療育事業については、充実した事業実施のため伊南地域ぐらゐの範囲での取り組みが必要ではないか。そして、保健センターの役割として、予防の立場で成人式でピロリ菌検査の実施や健診の呼びかけを。」との提案を含めた討論がありました。

また、今年度、保健福祉課の係構成が変更されます。保健福祉課では、福祉係が

地域福祉係、保健係が高齢者福祉係、保健センター係が保健医療係というふうになります。「内容は変わりませんが、高齢者や保険に関する業務をまとめて住民などにわかりやすく、また効率のよい業務体系にする。」とのことですので、期待しております。

続いて保育所の関係について報告します。

平成 26 年度入所見込み園児数は、26 年 2 月 20 日現在、南向 63 人、片桐 91 人の計 154 人で、未満児は途中で増える予定です。

「早朝保育の希望者はどのくらいいるのか。」との質問に対し「現在 3 名で、片桐保育園で実施している。」とのことでした。

「特別支援の必要な子どもはどのくらいいるのか。」との質問に対しては「運動発達が年齢より低い子、知的な発達がグレーゾーンの子、集団生活が苦手な子、人の話が聞けない子、じっとしてられない子など、補助が必要な子どもは増加している。」とのことでした。「加配の保育士、クラス編成などで対応している。」とのことでした。

続いて、「食物アレルギーの子どもも増えているのか。」との質問に対しては「南向、片桐で 13 名おり、重度の子どももいる。」とのことでした。「命にかかわるときの対応として、アナフィラキシーショックの対応としてですが、エピペンの常備としての確保の検討も必要ではないか。」との意見もありました。これは家庭とのタイアップが必要ですので、そうした検討がされる必要があるかと思えます。

また、「栄養士さんが除去食を代用品で同じようにつくってくれていて、本当に子どもの心に沿った対応がなされている。」との報告がありました。

続いて、「命にかかわる問題もある仕事であり、保育士の正規、臨時のあり方はどうなのか。」との質問に対し「配置基準に対し加配は臨時対応。」ということで、「未満児が増加し、子どもの数が流動的で、現状維持でやむを得ないのか。」とのご意見でした。

続いて、教育委員会関係、総務学校関係では「シンクライアントの耐用年数は。」との質問がありました。「5 年くらいで、現在のは平成 20 年 7 月導入したもので、今回、役場と一体で更新する。」とのことでした。

「体育館の耐震、概算、全額、3 校同額だが。」との質問に対しては「東西小学校はほぼ同じ大きさであり、中学校は大きいとのこと、設計業務が終了しないと明確な数字はわからない。」とのことでした。

続いて、「ALT は小学校も対応しているのか。」との質問に対し「勤務時間は 7 時間で、時間内で対応している。」とのことでした。「本年 3 月に現在の ALT が退職するので、4 月～8 月の間は不在になる状況。」だそうです。

続いて社会教育ですが、「文化センターの電気料が大幅増となっているが。」との質問に対して「サンアリーナやグラウンドも含み、また、少額ではありますが、テレビ台数調査による増額も影響あるかな。」というようなご返事がありました。「この金額については約 3 万 9,000 円。」だそうです。

「丸尾のブナ保護事業費の内容は。」、54万円が盛られておりますが、お答えとしては「空洞部分の状況を見ないと対応できない。」とのことでした。「樹木医を頼んで、これから対応を考えていく。」ということで、「ダイナミックケーブルといって枝と枝をつなぐような作業が必要かもしれない。」とのことです。

続いて、「歴史民俗資料館の検討をどうするのか。」との質問に対し「社会教育委員会で検討していただく。」との答弁でした。

なお、現場視察は耐震補強工事関連の場所を見せていただきました。

文化センターの大ホールの天井の内部まで入らせていただいて様子を見せていただきました。

あと、社会体育館の天井、体育館前の舗装工事のインターロッキングの部分、それから、東小学校の体育館の天井、それから3階の音楽室の安全柵設置の場所、それから、ちょっと首を突っ込んで、ちょっと危険だというジャングルジムも更新するために現状を見せていただきました。

また、25年度の補正予算関連で、小学校へお邪魔しましたので、改修予定のトイレの実態もを見せていただきました。

以上、報告とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いします。

○議 長

委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

○8 番

(柳生 仁) 今、厚生文教委員長から報告がありましたが、その中で、ことに限っての給付でありますけれども、子育て臨時給付金と福祉臨時給付金があるわけでありますけれども、このものは、報道によりますと、村のほうから通知が行って、本人が申請しないともらえない仕組みになっているわけであります。このことがきちんとされるかどうか確認されたかお伺いします。

○厚生文教委員長

担当から、その件につきましては説明がありました。そして、支給対象者については、臨時給付金及び子育て世帯臨時給付金に関する基準日支給対象要件については以下のとおりであるという文書もありまして、そうした文書を配置されましたので、今までどおりきちんと周知されることと思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず原案に反対の方の発言を許可します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成の方の発言を許可します。

○7 番

(湯澤 賢一) 私は賛成の立場で討論をいたします。

本定例会に一般会計予算として出された金額は30億4,200万円、総額であります。この金額、見まして思いますことは、10年前、合併問題盛りのころ、このころ盛んにいろんなシミュレーションが行われまして、今、調べてみますと、10年後、今ごろ20億円ちょっとくらいの予算しか組めないというふうなシミュレーションでありました。しかし、現在、こうした30億円を超す予算編成ができるということは、非常にありがたいし、皆様方の、村長初め職員の皆様方、また村民の皆様方の努力の結果ではないかと、そのように思います。そうした意味で、ただいま、そうした中でも、やはり、今、貯金も増えて、それから借金も減るというふうな中で、それは一般家庭としては非常に安心な、村民としても安心なことでありますが、これから消費税が上がる、物価が上がる、非常に景気の動向がよくわからないというふうな状況の中で、どうしても弱い人たち、年齢の高い人とか、あるいは障害者の方々等にも非常に大きなしわ寄せがくる時代が来るのではないかと思います。ただ、やはり有効に活用されていく、そうしたこと、村民の生活を守るために有効に活用を、思い切って使うべきだということには使っていくというふうなことをお願い申し上げたいと思います。

それをもちまして、私の、委員長報告、それぞれ立派に細かくやっていただきました委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

○議 長 ほかに賛成討論はありませんか。

○1 番 (中塚礼次郎) 私は賛成の立場で討論いたします。

平成25年度の予算は、骨格予算として立てられ取り組みがされましたが、26年度は、村長選後の現村政の実質的な始動年度となる年ということで位置づけられ、中川村第5次総合計画の後期計画として見直す大変重要な年となります。

政府は経済を大きく回復基調にあるといますが、中小企業、商業、農業の状況など、私たち地方経済には全く実感がされませんし、10日後に迫った消費税増税により、生活への不安は増すばかりであります。

そんな中で、村の課題である人口の減少、少子高齢化、農業や地域の担い手策などの解決に向けた取り組み予算が組み立てられました。

自立の村づくりを進める中で、抱える問題は多くありますが、平成24年度決算に基づく財政の健全化判断比率、村の標準財政規模に対する元利償還金の負担比率、実質公債費比率が7.9%、前年比で7.1%改善がされ、将来にわたり村が負担する負債の比率では、将来負担比率、マイナスということで、大きく改善され、比率の上での判断は健全であるということが報告されました。理事者を初め職員の方たちの大変な努力により行政運営の根幹である財政健全化が維持されていることに敬意を表します。

安倍政権の暴走がとまらず、国の動向を見極めることの困難な中ではありますが、村民が本当に安心して暮らせる元気な村づくりに向けて、さらに努力をしていただくことを希望いたしまして、私の賛成討論いたします。

以上です。

- 議 長 ほかに討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 これで賛成討論を終わります。
以上で討論を終わります。
これより採決を行います。
なお、これより行う各新年度予算の採決は起立によって行います。
議案第 20 号に対する各委員長報告は可決です。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
- 議 長 全員起立です。よって、議案第 20 号は委員長報告のとおり可決されました。
日程第 3 議案第 21 号 平成 26 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
日程第 4 議案第 22 号 平成 26 年度中川村介護保険事業特別会計予算
及び
日程第 5 議案第 23 号 平成 26 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
の 3 議案を議会会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。
本案は厚生文教委員会に付託してあります。
厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。
- 厚生文教委員長 それでは特別会計についての審査の報告をいたします。
まず国民健康保険事業特別会計について。
3 月 3 日の本会議におきまして当厚生文教委員会に付託されました議案第 21 号
平成 26 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算審査を去る 3 月 13、14 日の 2 日
間、役場第 2 委員会室及び防災対策室において全委員出席のもと担当課長、係長の
出席を求め慎重に審査いたしました。
結果は、全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。
審査の過程で出された意見などは次のとおりです。
「高額医療費の増の原因は。」ということですが、「特定の疾病を想定したもので
はない。」とのことです。「心疾患など増加すると高額になるので予算化した。」との
答弁でした。
続いて、前期高齢者 65 歳～74 歳の納付金の増について、これは「団塊世代が 65
歳以上になることによって増えている。」とのことです。
「国保の運営が村から県に移ると将来的にどうなるか。」との質問に対し「まだ検
討中であり、保険料の統一、医療の平等確保ができるのかなど、課題が多い。」との
ことです。
また、「この国保の関係でも予防医療で成人病や糖尿病などの予防を考えた場合に、
やはり管理栄養士を、ぜひ、必要ではないか。」との意見が出されました。
また、「基金残高は、平成 24 年度末ですが 2,512 万円。」とのことです。
続いて介護保険事業特別会計について報告いたします。
3 月 3 日の本会議におきまして当厚生文教委員会に付託された議案第 22 号 平

成 26 年度中川村介護保険事業特別会計予算を去る 3 月 13、14 の 2 日間、役場第 2 委員会室において全委員出席のもと担当課長、係長の出席を求め慎重に審査をいたしました。

結果は、全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出された意見などは次のとおりです。

「特養の待機者はどのくらいいるか。」との質問に対し「昨年 12 月、越百園の 10 床が中川村に割り当てられた。上伊那では予約的な人を除く基準の見直しをした結果、13 人になった。」とのことです。

また、「経済的な理由での特養待機者が多いか。」との質問に対し「見直しの結果、家に介護者がいないという場合だけでなく、施設入所者についても検討されるようになった。」とのことです。

また、「施設と村との話し合いの場はあるのか。」とのことに対して「上伊那福祉協会では行政と意見交換の場がある。下伊那は、各施設ごとに行っている。」とのことです。

「これから、さらに認知症が増える、この対応する受け入れ施設や地域で暮らせることを考える検討が必要ではないか。」とのご意見が出されました。

また、「第 5 期、平成 24 年～平成 26 年の介護保険事業計画の最終年度となり、基金繰り入れ 2,400 万円をすると残はゼロとなる。」とのことで、「第 6 期、平成 27 年度からの保険料の値上げの検討もしなければならぬ状況になるかもしれない。」との報告がありました。

続いて後期高齢者医療特別会計についてです。

3 月 3 日の本会議におきまして当厚生文教委員会に付託された議案第 23 号 平成 26 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算の審査を去る 3 月 13、14 の 2 日間、役場第 2 委員会室及び防災対策室において全委員出席のもと担当課長、係長の出席を求め慎重に審査をいたしました。

結果は、全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出された意見等ですが、「保険料を集めて県の後期高齢者広域連合へ納入するシステムなので、実態がわかりにくい。」「被保険者の増加により予算額は増えている。」とのことですが、特に質問等はありませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いします。

○議 長

委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
まず議案第 21 号の採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
- 議長 全員起立です。よって、議案第 21 号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第 22 号の採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
- 議長 全員起立です。よって、議案第 22 号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第 23 号の採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
- 議長 全員起立です。よって、議案第 23 号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第 6 議案第 24 号 平成 26 年度中川村公共下水道事業特別会計予算
及び
日程第 7 議案第 25 号 平成 26 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算
の 2 議案を議会会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。
本案は総務経済委員会に付託してあります。
総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。
- 総務経済委員長 それでは、平成 26 年度中川村公共下水道事業特別会計予算について報告をいたします。審査の報告をいたします。
去る 3 月 3 日、議会本会議において当総務経済委員会に付託をされました議案第 24 号 平成 26 年度中川村公共下水道事業特別会計予算について、3 月 14 日、役場議員控室において課長、係長の出席を求め慎重に審査を行いました。
審査の結果は、委員全員賛成により原案どおり可決すべきものと決しました。
公共下水道事業特別会計の予算額は歳入歳出とも総額 2 億 2,000 万円と本年度比 1,300 万円の減で、維持管理主体の予算となっています。
収入では、消費税率の変更に伴い料金収入が増えていますが、繰入金に関して大きく減となっているため、全体としては減予算となっております。
支出の部では、処理場の運転管理や汚泥処分などの委託や電気料の支払いなどについては消費税率変更の影響などで、前年比、増であります。起債借り入れの償還額が減っているため、全体としては減となっています。
質疑になりますけれども、滞納者があります。その対応ということではありますが、

「継続的に減らす努力をしている。」と、こういうことであります。「最悪の場合は給水停止ということも考えて実施している。」と、こういうことで説明がありました。

それから、加入率 86%の数字であります。年 2 回のつなぎ込みを進めておりますが、なぜ、加入といいますか、その数字が伸びないのかという形につきましてありますが、先の読めない、あるいは後継者がいないといいますか、いろいろな、この時期に、そうした施設をつくってどうかというような悩みというようなものもあるわけですが、そのものについては、「何かわかるなあ。」と、そういう内容も多い。」と、こういう説明でありました。

採決の結果であります、全員賛成ということで可決と決しました。

続きまして農業集落排水についての報告であります。

去る 3 月 3 日、議会本会議において当総務経済委員会に付託をされました議案第 25 号 平成 26 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算について、3 月 14 日の日に、役場議員控室において委員全員出席のもと課長、係長の出席を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

農業集落排水事業特別会計の予算額は歳入歳出とも 1 億 2,500 万円と今年度比 900 万円の減となっています。

農業集落排水についても維持管理主体の予算になっており、収入では消費税率の変更に伴い料金収入が増えていますが、繰入金に関して大きく減となっているために、全体としては減予算となっております。

支出の部ですが、処理場の運転管理や汚泥処理などの委託や支払いなどについては消費税率変更の影響で、前年比、増ですが、起債借り入れの償還額が減っているということで、全体としては減となっていると、こういうことであります。

質疑では、「その中の合併浄化槽という、法定検査である 5,000 円ということですが、二重の検査で制度が理解できないという検査拒否のお宅もあるということで、11 条の、その検査というものは、検査しているわけですけれども、どういう結果で、どんな制度意義があるのか説明を求めたい。」という意見も出されました。

先ほどの公共下水、それから、ただいまのこの農業集落排水につきまして、特別な事業といいますか、問題点もないと、こういうことで、採決の結果であります、委員全員賛成により原案のとおり可決と決しました。

以上、審査の報告であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

- 討論はありませんか。
- 議 長 「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これより採決を行います。
まず議案第 24 号の採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
- 議 長 全員起立です。よって、議案第 24 号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第 25 号の採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
- 議 長 全員起立です。よって、議案第 25 号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第 8 議案第 26 号 平成 26 年度中川村水道事業会計予算
を議題といたします。
本案は総務経済委員会に付託してあります。
総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。
- 総務経済委員長 それでは、議案第 26 号 平成 26 年度中川村水道事業会計予算について報告をいたします。審査の報告をいたします。
去る 3 月 3 日、議会本会議において当総務経済委員会に付託をされました議案第 26 号 平成 26 年度中川村水道事業会計予算について、3 月 14 日の日、役場議員控室において課長、係長の出席を求め慎重に審査を行いました。
審査の結果は、委員全員賛成により原案どおり可決すべきものと決しました。
「平成 26 年度予算については、新しい会計基準の適用により作成することが義務づけられている。」との説明を受けました。
新しい基準では、借入資本金を負債に計上することやみなし償却制度の廃止など、民間の会計制度に近い形にすることが大きな変更点となっています。その結果、収益的収入及び支出については、歳入が、今年度比、大きく増えていますが、会計制度改正に伴うもので問題になることはありません。
使用料については、消費税率の変更分のみ増額となっています。
また、資本的収入及び支出については、老朽化に対応した工事などを含む例年並みの計画的な予算編成となっています。
質疑では、先ほどもありましたけれども、「滞納については継続的に滞納を減らす努力をしている。」と、こういうことであります。その内訳と申しますか、「年に 4 回ぐらい、そうした催促と申しますか、通知をするとか、そういうことをやっておりますけれども、ある期間において督促のものを出します。それによって支払いがない場合に、催告という形で、改めて、また通知をする。」ということでもあります。

そういう対応をしているということでもあります。しかし、それでもという例もあるようではありますが、「最悪は給水停止という形で対応をする。」という、そういう説明がありました。

以上、報告であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。よって、議案第 26 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9 陳情第 1 号 国土交通省告示第 15 号の履行に関する陳情書を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 陳情の受理番号 1 番であります国土交通省告示第 15 号の履行に関する陳情書について審査の報告をいたします。

去る 3 月 3 日、議会本会議において総務経済委員会に付託をされました陳情第 1 号 国土交通省告示第 15 号の履行に関する陳情書について、3 月 6 日、役場第 1 委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。

審査の結果は採択であります。

陳情の趣旨であります。建築物の設計、工事監理業務の発注に当たっては、建築士法の規定に基づく業務報酬基準が見直されたことに伴い、新しい基準告示第 15 号によつての発注を求めるというものであります。

この業務報酬基準は、建築士法第 25 条に規定に基づいて建築主と建築事務所が設計、工事、監理などの契約を行う際の業務報酬の算定方式などを国土交通大臣が告示をしたと、こういうことでもあります。建築物の安全性の確保と質の向上を図るには、その設計、工事監理が適切かつ円滑に実施をされているということ、そのため、業務報酬が合理的かつ適正に算定されなければなりません。その実効性を高めるためにも、地方自治体における公共建築物の設計、工事監理業務の発注に当たっては、

この新しい業務報酬基準、告示 15 号というものを尊重して遵守するよう村に求めると、こういうものであります。

質疑では、特別に意見がありませんでした。

審査の結果、委員全員賛成で採択となりました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。よって、陳情第 1 号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第 10 陳情第 2 号 最低制限価格の設定に関する陳情書を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長

それでは、最低制限価格の設定に関する陳情書ということについて審査の報告をいたします。

去る 3 月 3 日、議会本会議において総務経済委員会に付託をされました陳情第 2 号 最低制限価格の設定に関する陳情書について、3 月 6 日、役場第 1 委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。

審査の結果は採択であります。

陳情の趣旨は、平成 21 年 1 月に新しい業務報酬基準、国土交通省告示第 15 号が設定されました。建築物の安全性の確保と質の向上を図るに設計業務量が大幅に増えるということで、それまで監理者によりまちまちであった工事監理も工事監理ガイドラインにより例記されました。

長野県では、平成 21 年 10 月より委託業者にかかわる入札制度を見直し、失格基準価格が設定をされています。

また、長野県内の多くの市町村で最低制限価格の設定を設けております。

中川村においても建築物の設計、工事監理業務を入札により発注する場合に最低

制限価格を発注予定額の 85%程度に設定するよう求めると、こういうものであります。

結果として、委員全員の賛成により採択となりました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、陳情第 2 号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第 11 陳情第 5 号 労働者保護のための法整備を求める意見書採択に関する陳情

を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長

それでは、労働者保護のための法整備を求める意見書採択に関する陳情についての審査報告をいたします。

去る 3 月 3 日、議会本会議において総務経済委員会に付託をされました陳情第 5 号 労働者保護のための法整備を求める意見書採択に関する陳情について、3 月 6 日の日に役場第 1 委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。

審査の結果は採択であります。

陳情の趣旨であります。我が国は、働く者の約 9 割が雇用関係で働く雇用社会であり、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことのできる環境を整備することがデフレからの脱却、ひいては日本経済、社会の持続的な成長のために必要ということではありますが、今、政府内に設置された一部の会議体では、解雇の金銭解決制度や解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのあるホワイトカラー・エグゼンプションの導入などの議論が進められている。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは、政府が掲げる経済の好循環とは逆の方向であり、行うべきではない。低賃金や低処遇のままの派遣労

働の拡大につながりかねない法改正でなく、派遣労働者のより安定をした直接雇用の誘導と優遇改善に向けた法改正を行うこと。また、雇用労働政策にかかわる労働政策審議会にはILOの三者構成主義にのっとり労働者の代表を加えるということが要請趣旨ということでもあります。

質疑として、「以前にも、こうした労働者保護のための陳情があった。リストラが大変多い。労働組合組織が弱くなっている。若い人たちのためにも賛成だ。」といった意見が出されました。

結果として、委員全員一致で採択となりました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これより採決を行います。
この陳情に対する委員長の報告は採択です。
この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第12 発議第1号 労働者保護のための法整備を求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○7 番 (湯澤 賢一) 労働者保護のための法整備を求める意見書、案文を朗読して提案に変えさせていただきます。

我が国は、働く者の約9割が雇用関係のもとで働く雇用社会であり、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することがデフレからの脱却、ひいては日本経済、社会の持続的な成長のために必要です。

政府内に設置された一部の会議体では、解雇の金銭解決制度やホワイトカラー・エグゼンプションの導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員制度の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった

不安定雇用が懸念される議論がされております。

働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは、政府が掲げる経済の好循環とは逆の動きであると言えます。

また、政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものにとどまらず、労働政策にかかわる基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。雇用・労働政策は、ILOの三者構成主義に基づき労働者政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は国際標準から逸脱したものです。

この現状にかんがみ、本議会は政府に対して下記の事項を強く要望します。

記

- 1 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう解雇の金銭解決制度、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのあるホワイトカラー・エグゼンプションの導入などは行うべきではないこと。
- 2 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。
- 3 雇用労働政策にかかわる議論は、ILOの三者構成主義にのっとり労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第2号 各地区除雪作業費への助成を求める意見書の提出につ

いて

を議題といたします。

- 朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議長 長 趣旨説明を求めます。
- 8 番 (柳生 仁) 各地区除雪作業費への助成を求める意見書、案文であります。
- 本年2月の2回にわたる降雪により、村内一円で尋常でない積雪量となり、村内各地区では除雪に大変な労力と費用を要したところです。
- 本村の降雪による被害基準は、積雪深度30cm以上が豪雪、同100cm以上が災害と規定されていますが、今回の積雪は、場所によっては同深度が100cmを超えていた道路も散見され、機械力なしでは対応ができませんでした。
- 先日の上伊那タウンミーティングでの阿部県知事の発言でも、今回の豪雪は、普段、大雪に遭遇しない地域が被災したとの認識でありました。
- 本村においても今回の豪雪を災害と捉え、各地区への除雪費用に対する助成として下記事項実現を強く要請します。
- 記
- 1 現在の村道・河川管理交付金の集落交付金基準での交付をすること。
 - 2 中川村地域防災計画の雪害対策の見直しをすること。
- 以上、よろしくご審議をお願いします。
- 議長 長 説明を終わりました。
- これより質疑を行います。
- 質疑はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 長 質疑なしと認めます。
- これより討論を行います。
- 討論はありませんか。
- 5 番 (村田 豊) 私は賛成の立場で討論をいたします。
- 意見書の発表の中にもありましたように、今回の豪雪に除雪対応については、村や業者の皆さんの早期対応、あるいはまた地区の皆さんの協力によって、他町村より早く主要路線の除雪ができたことはご承知のとおりかと思えます。
- 特に今回の大雪に対して、今までにないような経験であり、気象状況だったということで、村民の皆さんからの要望にこたえるために、全協だとか、あるいはまた予算審議の中、あるいは一般質問でも助成要望の意見が多く出されました。特に今回のような特別な気象条件でしたので、除雪作業費の交付を強く実現を要請をします。
- そこで、記として2点ほどどうたわれておりますが、大枠として組まれておりますので、2点について細部の文言等々が検討されていると思えますが、うたわれておりませんので、お願い、配慮を申し上げますので配慮をしていただきたいというふうに思います。
- 特に、1については、道路、村道、河川の管理交付金の基準で交付ということが

うたわれていると思いますが、一般質問の答弁等を含めて、課長のほうからありましたが、今回としては、役場として設定した路線については実施をしたんですが、特別な雪だったということで、地区要請で出たと、そのために地区への助成ということは、非常に設定以外のところに出ているので苦慮するというような答弁がありましたけれども、こういった交付基準を具体的に適用していただいて、例えば集落からの要請で出たような部分については、集落交付の段階で公平性を図っていただくように、そんな点を加味して調整交付についての配慮をお願いしたいと、2点目についてですが、中川地区の防災計画の対策の見直しということであつておられますけれども、この点については、今回の豪雪だったというようなことで、雪に対する具体的な細かい計画等々が立てられていないと思います。特に地区での共助部分というような、そのあり方だとか方法だとか、また、住民参加で行う自助という部分での自分たちの努めとしての取り組み細部ということも検討をしながら、自然災害に対しての対応できるような勧めを計画の中へ盛り込んでいただきたいということで、2点の細かい点を申し上げ、賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第3号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○1 番 (中塚礼次郎) 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書、案分について朗読いたしまして提案とします。

集団的自衛権については、これまでの歴代政府は、国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行使して我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されないとしてきました。

ところが、現在、安倍内閣のもと、集団的自衛権の行使を憲法解釈の変更によって容認しようとする動きが急速に強まっています。

しかし、国の安全保障政策は、立憲主義に基づき、憲法前文と第9条に基づいて策定されることは当然のことであり、集団的自衛権の行使については、その時々政府の判断で解釈を変更することはあってはならないことです。とりわけ、集団的

自衛権をめぐる論議は、これまで国会においても積み重ねられてきており、これを無視して強引に解釈を変えようとするのは国会答弁をも形骸化させることと言わざるを得ません。

したがって、国におかれては、集団的自衛権に関するこれまでの政府見解を堅持し、集団的自衛権の行使につながる憲法解釈の変更を行わないよう強く要望します。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

初めに反対の方の発言を許可します。

○8 番 (柳生 仁) ただいま趣旨の説明がございましたが、集団的自衛権の問題でございませぬども、現在、国のほうにも連絡とって状況を確認しましたが、現在のところ、国では、集団的自衛権については、国会では、一部、質問もあるようでありますけれども、具体的に何も示されていない状況であります。こうした状況において、現在の中川村議会がこのことについて議論する状況にあるかどうか、若干、疑問に思いますので、私は反対の討論とします。

○議 長 ほかに反対討論はありませんか。

○4 番 (山崎 啓造) 私は反対の立場からの討論をさせていただきます。

集団的自衛権問題というのは、2001年の9・11のときに極めて切実な形で日本に突きつけられたことによります。そのとき、アメリカがアフガンのタリバン政権攻撃に踏み切ったとき、NATOは、この集団的自衛権を行使してアメリカとともに戦いました。日本は、憲法上の制約から、テロ対策特別措置法を制定してアメリカに協力したものであります。このことによって、この集団的自衛権についての国民的議論が大きく高まったと思います。

集団的自衛権は、1945年、国連憲章第51条において初めて明文化された固有の権利であるわけですが、他の国家が武力攻撃を受けた場合に、密接な関係にある第三国が協力して共同で防衛をする国際法上の権利であります。

日本で集団的自衛権を容認すると、日本が戦争をする国になる、アメリカの手先になって戦場に行かねばならなくなる、近隣諸国や同盟国が不穏に思うのではないかと危惧する人たちや政党があります。

しかし、さきの戦争での教訓や尖閣諸島での領海・領空侵犯、船による体当たり行動、また、竹島が不法に占拠されている現実の中でも、日本は慎重に対処している事実から見てもとれるように、我が国が再び戦争を仕掛けることは絶対にあり得ないのであります。国民の誰一人として戦争を望むものはおりませぬ。

むしろ過去25年間に軍事費を33倍に膨張させた中国こそが戦争を仕掛けるので

は、中国の脅威がどれほど強暴になるのか、現在の比ではなくなるのではないかと、そのことのほうが心配であります。

アジア諸国は、おのおの単独で中国に対応できかねる現実の中、価値観を同じくする国が互いに守り合う体制が必要であることは明々白々であり、アジアの平和と安定確立のためにも、集団的自衛権の観念が生まれるものであります。

集団的自衛権行使容認の是非を論じ合うつもりはありませんが、今、政府与党内では、この問題を議論する中で、十分に話し合うべきだろう、本来は憲法改正が必要じゃないのか、解釈変更は憲政に汚点を残すぞ、憲法改正で堂々と議論するのが筋だ、行使容認で何を指すのかなどなど、慎重論、異論、苦言が続出しているのであります。このことからわかるように、国会は健全な判断力と良識に基づいて深く掘り下げて審議をする場であります。これから本格的な議論が始まり、現在、何も見えていない今、私は趣旨採択が妥当であろうと思うものであります。

以上です。

○議 長
○2 番

ほかに反対討論はありませんか。

(高橋 昭夫) 2番。私は、余り細かいことは言っておりませんので、本筋で一言、反対の討論をさせていただきます。

日本国憲法は、9条は、どんなことがあっても戦闘に参加しないと、こういうことであります。戦争はあってはならないと、それは誰もが願うことであります。

しかし、実際、有事の際どうするかっていう、日本の国は日本国民がみんなでするということは基本として大事だと思います。

私は、昭和51年にスイスという国へ行きましたけれども、その折にチューリッヒで下りた、その折のときのガイドが、現実、現場として、この広い道路が軍用機の発信といいますか、そうした道路に変わるんだという説明を聞きました。そして、各道路に、農家からいろいろありますけれども、そこに、ここでいう弓の的といいますか、そういう物があって、そして、それを、実弾ですけれども、常備、練習—練習といいますか、訓練をして、その国を守ると、私は、そのものをいろいろ興味深く聞かせてもらいましたけれども、それは何かっていうと、大陸の中にあるスイスが、いつ他国から侵略、攻められるかわからないと、そういう向きに加味してですね、戦争をするんでなくて、いつそういうことがあっても、その国民みんなが、その国を守ると、そのための備えとして、戦争のためということじゃなくて、備えとしてそういうことをやっているんだということを目にし、そして現実に、その白的を拝見をいたしました。

私は、日本においても、やはり日本の国は、本当に日本国民が守らなければいけない、そして、そのもろもろの中に、例えばアメリカでも、そういう状況の中において、攻めというか、そういうものがあつたときに、黙って見ているというわけにはいきませんから、そういう意味においては、やはり集団として考えなきゃいけないんですけれども、さりとて、それを前向きにやるという意味ではありませんけれども、本当に非常、危急な場合というものは、やはり、そういうことが大事じゃな

いかなあと、そう思います。一人一人が国を守ると、そういう意味から、私は反対の討論とさせていただきます。

以上であります。

○議 長 ほかに反対討論はありませんか。

○5 番 (村田 豊) 私も反対の立場で討論をします。

現状の中では、与党的な人たちの中にも、おかしいじゃないか、非常に不安だと、もう少し慎重に討議をすべきだという声も出ておりますし、すべて、この集団的自衛権に対しては、言ってみれば不安から反対だというような声もお聞きをします。

先ほど7番議員からありましたように、まだ議論がスタートしたばかりであり、特に政府は、当初の方針では今国会会期中に方向づけをしていきたいというようなことが討議されたようです。ところが、与党内から十分慎重な論議を進めるべきだというような声から、決定を急ぐべきでないというような方針が決められてきているようです。そういう点から見ますと、今後のタイムスケジュール等々を踏まえて、恐らく9月なり、あるいは年末、次の国会会期中に決められるのか、どうなのか、ちらほらと聞くのは、場合によれば来年の通常国会に伸ばしていかなきやならないんじゃないかというような声まで出ている時期であるわけですので、特に国会等で細かい内容についての慎重な検討が、今後、進められてくると思いますので、全容が見えない今の時点での地方議会での方向づけをすべきじゃないということで、反対討論とします。

○議 長 5番議員、先ほどの発言は7番議員じゃなくて8番議員だと思うんですが、よろしいですか。訂正をお願いします。

○5 番 (村田 豊) すみません。訂正をします。8番議員です。

○議 長 ほかに反対討論はありませんか。

次に賛成の方の発言を許可します。

○6 番 (大原 孝芳) 賛成討論をいたします。

私は、一般質問でもこれに反対の質問をいたしました。

安倍内閣は、集団的自衛権を容認するため憲法を解釈で変えるための新しい機関を来週にも立ち上げるとの方針であると報道されています。きょうですか、予算が通りまして、来週にもかかると、そういう報道がされています。

日本国憲法は、その前文で政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにするとの国民の強い決意を述べています。さらに、その9条では、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄するとして、その2項では、前項の目的を達するため陸・海・空軍のその他の戦力は、これを保持しないと、国の交戦権は認めないと明言しています。

この憲法は日本のあらゆる法律の上位にある最高規範であります。国と国民との約束であり、変更するには、その時々政権の考えや都合で簡単に換えられるものではありません。そのために高いハードルを設けています。

内閣法制局は、解釈による改憲は国民の憲法規範への信頼を損なうとしています。また、歴代の政権は、その見解を重んじてきています。

今、国際情勢が変わったからと、その理由で政府の行為によって再び戦争の惨禍が起これないようにとの国民との決意を無視する、しかも、憲法の条文を変えないで解釈で変えようとするのは、容認できるものでは決してありません。

最近の隣国の動向に対しては、政府は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、全人友好への徹底した努力で事態を打開すると考えています。

今、余りにも強くなってしまった政権与党の前で、国会が委縮しているように思います。今こそ、地方議会、中川村議会から解釈による改憲に反対する意見が大変重要だと思います。

私も、中川村村民を戦争から守ると、そういった強い思いがあります。

以上、集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書の賛成の立場の討論といたします。

○議 長 ほかに賛成討論はありませんか。

○9 番 (竹沢久美子) 今の6番議員がほとんどのことを言ってくれましたので、同じような意見ですけど、賛成討論をしたいと思います。

日本は立憲主義の国です。そして憲法は国の最高法規です。わかり切ったことですが、そうした思いを、また新たに今回のこの集団的自衛権に関する憲法解釈の問題を捉えております。

安倍首相は、歴代政権が積み上げてきた現憲法下では集団的自衛権の行使は禁止されるという憲法解釈を、最高責任者は私だ、政府の答弁に私が責任を持って、その上で選挙で審判を受けると豪語しております。憲法は、安倍首相のものではなく、国家権力を縛るためにあり、こうしたことで憲法解釈改憲は許されません。憲法96条の改正のハードルが高いと見ると、秘密保護法を強行させました。

戦争の惨禍から広島、長崎の原爆投下を受け、多くの尊い命を失った教訓から生まれた憲法です。そして、9条は世界に人々も認めたすばらしい日本の宝であります。

さきの反対討論の中に中国の脅威や近隣諸国の動きも述べられましたが、やはり、そうしたものを武力で戦うという発想は、もう、遅いと思います。

私たちは、先日、沖縄へ旅行に行っていました。いまだ残る沖縄の人々の暮らしの中の戦争の傷跡を、また、現在もある基地を見てまいりました。沖縄の人々は、まだ戦争の中にいます。

解釈改憲により日本の若者が戦争に加担するようなことは絶対あってはならないことです。保守の皆さんや自民党の皆さんの中でも、本当に誠意をもって政治に当たっている皆さんは、憲法改憲を目指す学者の人達でさえ、こうしたことを本当に解釈だけで憲法を変えていいのかという重い課題を投げかけております。

小泉首相も2004年の2月27日の参議院の本会議で「便宜的、意図的に解釈が変更されれば、小手先の変更はすべきでない。」こうしたことを申しております。「表

面から憲法改正を議論すべき。」と言っており、こうした小手先の変更は許されません。

私は、今までの審議の中で、皆さんが本当に村民を守る、そうした場合には、国の動きや顔色をうかがいながら判断するのではなく、やはり、村民に危険がかかる、降りかかるというような立場でしたときには、やはり地方議会から声を出し、反対していくべきだと考えております。

さきに行われた飯島の議会では、全員賛成で、この集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書が提出されたと聞いております。

私は、ぜひ、中川村の議会の皆さんも、そうした本当の国をどうするかという立場での判断をお願いしたいと思います。

そうした意味で意見書に賛成する立場での討論を終わります。

○議 長 ほかに賛成討論はありませんか。

○3 番 (小池 厚) 私は、意見書の賛成する立場で討論に参加させていただきます。

私は、国会と、この地方議会というのは、対等の立場であるというふうに考えます。

私どもは、村民の皆さんに負託を受けてこの場にいるわけございまして、私、平和を求するという立場では、私は、その根幹をです、曲げてはいけないというふうに思っております。

私の父は、インパール作戦、第2次大戦でインパール作戦に参戦してまいりました。本当に並の人間がそこで生きながら耐えていくという、その現場を見て敗戦の道をたどってきたということを話をしてくれました。二度と戦争はやるべきではないという、そういうのを私に教えてくれました。そういう気持ちを大事にするなら、今、国の動向に左右することなくですね、この危険な動きに対して、村議会として意思表示をすべきだというふうに考えて、賛成すべきだというふうに思います。

以上。

○議 長 ほかに賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員多数です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第15 委員会の閉会中の継続調査について
を議題といたします。

議会運営委員長から議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申し出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件について、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本定例会の会議に付された事件の審議はすべて終了しました。

ここで村長のあいさつをお願いします。

○村 長 平成 26 年度 3 月定例会閉会に当たり、一言、御礼のごあいさつを申し上げます。今定例会におきましては、提出いたしましたすべての議案を原案のとおりご承認を賜り、まことにありがとうございました。

特に、平成 25 年度の補正予算、また、来年度、26 年度の当初予算につきましては、細かな数字を慎重にご審議をいただきましたこと、大変ありがたく、感謝を申し上げる次第であります。

一般質問におきましても、リニア新幹線の工事について、新規就農者の受け入れ施設について、雪害について、集団的自衛権についてなど、多くのご提言をちょうだいいたしました。

また、本日は、除雪に関して意見書をいただきました。

いただいたご意見をよく反すうして、今後の村政運営に生かしてまいりたいと思います。

また、本日は、労働者保護について、集団的自衛権について活発な議論が交わされました。一部で議論を避けるようなお話もございましたし、特に私が気になったのは、特定の国をあたかも仮想敵国であるかのように認定するということが、地方議会とはいえ、議会という公の場であったのは、いささか問題ではなかったのかと思います。そういうところはありませんけれども、そういう大変大きな問題が、この中川村議会の話題となり、テーマとなり、議案となり、活発な議論が交わされたということ、大変、その活性化を掲げる中川村議会のあり方として心強く、大変敬意を表する次第であります。

3 月議会、大変お世話になりました。今後とも、また、よろしく願いいたします。

○議 長 これにて本日の会議を閉じます。

以上をもって平成 26 年 3 月中川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後 4 時 0 2 分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____